

## 議案第73号

養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

養父市長 広瀬 栄

## 養父市条例第 号

養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例

養父市国民健康保険条例（平成16年養父市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に、「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る養父市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金及び加算の額については、なお従前の例による。

議案第73号 養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

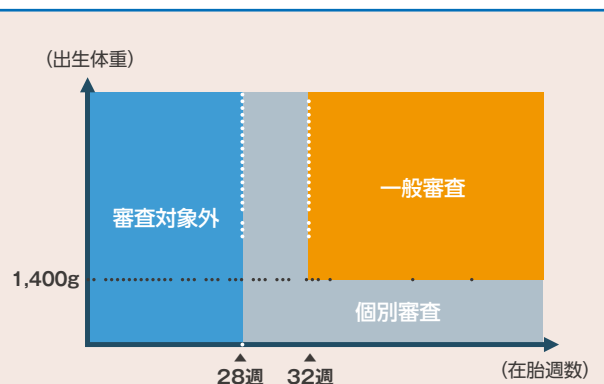
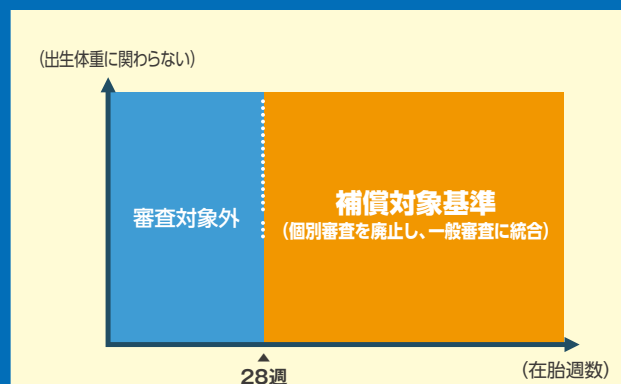
現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>40万4,000円</u>に<u>1万6,000円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>40万8,000円</u>に<u>1万2,000円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

# 2022年1月 産科医療補償制度 改定の概要

- 産科医療補償制度の補償対象範囲は、「補償対象基準」「除外基準」「重症度基準」のすべてを満たす場合、補償対象となります。2022年1月以降に出生した児より、「補償対象基準」については、低酸素状況を要件としている個別審査を廃止し、一般審査に統合して、「在胎週数が28週以上であること」が基準となります。また、1分娩あたりの掛金は1.2万円となります。

## 補償対象範囲

以下の3つの基準をすべて満たす場合、補償対象となります。

3つの基準	現行	改定後
	2015年から2021年までに出生した児	2022年以降に出生した児
補償対象基準	 <p>(出生体重)</p> <p>1,400g</p> <p>28週 32週 (在胎週数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般審査 出生体重が1,400g以上であり、かつ、在胎週数が32週以上であること</li> <li>●個別審査 ・在胎週数が28週以上であること ・所定の低酸素状況の要件を満たすこと</li> </ul>	 <p>(出生体重に関わらない)</p> <p>28週 (在胎週数)</p> <p>① 在胎週数が28週以上であること</p>
除外基準	② 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること	
重症度基準	③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性麻痺であること	

## 適用時期

2022年1月以降の分娩より適用

## 掛金<sup>(※1)</sup>

1.2万円／1分娩(胎児)

(※1) 本来必要となる掛金の額は、1分娩あたり22,000円となりますが、本制度の剰余金から1分娩あたり10,000円が充当されることから、分娩機関から支払われる1分娩あたりの掛金は12,000円となります。

## 補償金<sup>(※2)</sup>

総額3,000万円

(※2) 現行の総額3,000万円(準備一時金600万円、補償分割金120万円(20回給付))から変更はありません。



ご注意

2015年から2021年までに出生した児については、補償申請を行う時期が2022年1月以降であっても現行の補償対象基準が適用されます。